

令和3年10月1日

組合員・利用者各位

標茶町農業協同組合
代表理事組合長 鈴木 重充

不祥事件発生のお詫び及び再発防止に向けて

日頃より、農協事業につきまして格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、誠に遺憾ながら、当組合におきまして令和2年度に発覚した不祥事件につきましては、当組合をご信頼いただき、お取引いただいております組合員並びに利用者の皆様、また、関係各位には多大なご迷惑をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

今回の不祥事件に対して標茶町農協として、過去に遡って実態把握・原因究明に努めた上で、今年9月に役員責任を明確にするため、役員責任調査委員会を設置し第三者である弁護士を加え協議を実施して頂いた所であります。

調査結果としては刑事・民事での法的な責任は無い事、発生時の役員責任・発覚時の役員責任について事前に実施された第三者組織による調査においても管理監督責任は無いものと判断されております。ただし農協組織として組合員並びに利用者への信頼を欠く行為は許される事ではないため、標茶町農協としての責任はあるとの調査結果でありました。

今後はこのような事が繰り返され無いよう下記に示しております不祥事再発防止策に取り組んでまいります。

JAしべちゃ不祥事再発防止策

- 法令等遵守に係る経営責任の明確化
- 組織全体としてのコンプライアンス遵守の取組強化
- 内部監査機能の充実・強化
- 事務リスク管理態勢の整備・強化
- 店舗事務管理態勢の強化
- 延滞管理・離農精算処理の強化（内部統制の取組強化）

標茶町農協として不祥事再発防止に向け内部管理体制のより一層の強化を図り、信頼回復のため役職員一同、誠心誠意取り組んでまいります。